

児童手当制度改革 申請【必要／不要】確認フローチャート

恵那市から児童手当（特例給付）を受けていますか？

はい

高校生年代のお子さんがいますか？

はい

高校生年代のお子さんは算定児童（※）として登録されていますか？

はい

児童の兄姉等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんを養育していますか？

はい

申請は不要です

児童の兄姉等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんを養育していますか？

はい

申請が必要です！
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

申請が必要です！
「額改定請求書」を提出してください

申請が必要です！
「額改定請求書」
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

いいえ

お子さんを養育している方の中で所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

勤務先にお問い合わせください

いいえ

所得の高い方の住民登録地（住民票のある住所）は恵那市ですか？

いいえ

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

はい

児童の兄姉等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんを養育していますか？

はい

申請が必要です！
「認定請求書」
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

いいえ

申請が必要です！
「認定請求書」を提出してください

※算定児童とは…児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。別居している等の理由で、算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。